

平成 30 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ボ ラ ブ ル ア ジ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 村 英 毅
(コード番号：6191 東証一部)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 柴 田 裕 亮
(TEL. 03-3455-0836)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社従業員等に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、従業員等に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 0.5%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。今回の新株予約権の権利行使条件には、将来 3 連結会計年度（平成 31 年 9 月期、平成 32 年 9 月期、平成 33 年 9 月期）のいずれかにおいて連結営業利益が 30 億円を超過した場合に行使可能という条件を付しております。当該金額は、過去の利益実績（連結営業利益 28/9 期 6.1 億円、29/9 期※10.1 億円）や当期の着地見込み（連結営業利益 30/9 期※15.0 億円）からの中期的な目標数値となります。また、将来にわたる従業員等の当社への貢献意欲を高める目的から、権利行使タイミングは段階的なもの（平成 32 年 1 月 1 日に 1/3、平成 33 年 1 月 1 日に 2/3、平成 34 年 1 月 1 日に全て）としています。

このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

※ 当期（30 年 9 月期）より IFRS（国際会計基準）導入を進めており、上記 29/9 期業績数値及

び 30/9 期業績予想数値は IFRS（国際会計基準）ベースとなっています。

2. 新株予約権の発行要領

<p>(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数</p>	<table border="0"> <tr> <td>当社従業員</td> <td>39名</td> <td>800個</td> </tr> <tr> <td>当社役員</td> <td>1名</td> <td>100個</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40名</td> <td>900個</td> </tr> </table>	当社従業員	39名	800個	当社役員	1名	100個	計	40名	900個
当社従業員	39名	800個								
当社役員	1名	100個								
計	40名	900個								
<p>(2) 新株予約権の目的たる株式の種類</p>	<p>当社普通株式</p>									
<p>(3) 新株予約権の目的たる株式の数</p>	<p>100株</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p>									
<p>(4) 発行する新株予約権の総数</p>	<p>発行する新株予約権の総数は900個であり、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式90,000株とする。上記2の(3)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。</p>									
<p>(5) 新株予約権の発行価額</p>	<p>本新株予約権1個あたりの発行価額は、800円とし、新株予約権の発行価額の総額は720,000円とする。</p>									
<p>(6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）</p>	<p>行使価額は、1株あたり2,199円とし、総額197,910,000円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額＝調整前行使価額 ×</p> <p style="text-align: center;">1</p>									

	<p>分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p style="text-align: right;">新規発行 1株あたり 株式数 × 払込金額</p> <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
<p>(7) 新株予約権の権利行使期間</p>	<p>平成32年1月1日～平成40年3月29日とする。</p> <p>ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。</p>
<p>(8) 新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 1) 平成31年9月期、平成32年9月期、平成33年9月期のいずれかの連結会計年度にかかる連結損益計算書の営業利益が30億円を超過した場合において、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。</p> <p>2) 新株予約権者は以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。</p> <p>(ア) 平成32年1月1日以降は、割当てられた新株予約権の3分の1について行使することができる。</p> <p>(イ) 平成33年1月1日以降は、割当てられた新株予約権の3分の2について行使することができる。</p>

	<p>きる。</p> <p>(ウ)平成34年1月1日以降は、割当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。</p> <p>なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>(9)</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額</p>	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>(10)</p> <p>新株予約権の取得の事由及び取得条件</p>	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができ</p>

	なくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
(11) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(12) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.（2）③に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記2.（13）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2.（12）の③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記2.（7）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記2.（7）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p>

	<p>上記 2. (9) に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記 2. (8) に準じて決定する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記 2 の (10) に準じて決定する。</p> <p>⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(13) 新株予約権の発行価額の算定根拠	<p>本新株予約権 1 個あたりの発行価額 800 円は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の本新株予約権の発行要項を考慮し、本新株予約権の決議日前営業日の当社普通株式の株価終値 (2,199 円)、行使価額 (2,199 円)、満期までの期間 (10 年)、ボラティリティ (59.29% (類似上場会社平均値))、無リスク利子率 (0.045%)、配当利回り (0.32%) を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した本新株予約権 1 個当たりの金額と同額であり、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得し、その算定結果を参考に決定したものであります。</p>
(14) 新株予約権の割当日	平成 30 年 3 月 30 日

以 上